

令和3年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	令和3年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和3年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和3年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和3年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和3年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	令和3年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	令和3年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	令和3年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	令和3年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	令和3年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	令和3年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和3年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	令和3年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	令和3年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	令和3年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	令和2年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件	
19	令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
20	令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
21	令和2年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
22	令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
23	令和2年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件	
24	令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の件	

25	令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第4号)の件	○資料別紙
26	令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)の件	
27	令和2年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	
28	令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	
29	令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	
「 条 例 案 」 32件		
30	秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する件	○廃止理由 緑あふれるまちづくり基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 令和3年4月1日から
31	秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号):令和2年12月24日公布、一部を除き令和3年4月1日施行	○改正理由 介護保険法施行令の一部改正(令和2年政令第381号)等に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの第一号被保険者に係る保険料率を定める。 2 保険料の段階の判定に用いる合計所得金額から、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとする。 3 合計所得金額に給与所得等が含まれている者の令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定については、給与所得等の金額の合計額から10万円を控除して

32 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行

得た額によることとする。

○施行期日等

令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○改正理由

指定居宅サービス等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 指定訪問介護事業者等が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。
- 2 指定訪問介護事業者等は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 3 指定訪問介護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 指定訪問介護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。
- 5 指定訪問介護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。
- 6 指定訪問入浴介護事業者等は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。
- 7 その他規定を整備する。

○施行期日等

令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

<p>33 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定介護予防サービス等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防訪問入浴介護事業者等が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 5 指定介護予防訪問入浴介護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 6 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>34 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定介護老人福祉施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護老人福祉施設における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

<p>35 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号):令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>2 指定介護老人福祉施設が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由</p> <p>介護老人保健施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 介護老人保健施設における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>2 介護老人保健施設が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 介護老人保健施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
--	---

<p>36 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>指定地域密着型サービスの事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 6 指定地域密着型通所介護事業者等は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。 7 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等</p> <p>令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
--	--

<p>37 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号):令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 6 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>38 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号):令和3年</p>	<p>○改正理由 指定介護予防支援等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防支援事業者が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のた

1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行

- めの措置に関する事項を加える。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 3 指定介護予防支援事業者は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 指定介護予防支援事業者は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。
- 5 指定介護予防支援事業所における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。
- 6 その他規定を整備する。

○施行期日等

令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

- 39 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行
・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）：令和2年6月5日公布、一部を除き令和3年4月1日施行

○改正理由

指定居宅介護支援等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 指定居宅介護支援事業所における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。
- 2 介護支援専門員は、サービス費の総額に占める訪問介護に係る額の割合等が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合等には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討しなければならないこととする。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を

<p>40 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>開催しなければならないこととする。</p> <p>5 指定居宅介護支援事業所の管理者に係る経過措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。ただし、2は同年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 介護医療院における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 介護医療院における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 2 介護医療院が運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。 3 介護医療院は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。 4 介護医療院は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>41 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 特別養護老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特別養護老人ホームが運営規程に定め</p>

	<p>るべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>2 特別養護老人ホームにおける委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>42 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 養護老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 養護老人ホームが運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>2 養護老人ホームにおける委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 養護老人ホームは、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関</p>

<p>43 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）：令和3年1月25日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 軽費老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽費老人ホームが運営規程に定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。 2 軽費老人ホームにおける委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 3 軽費老人ホームは、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。 4 軽費老人ホームは、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 5 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>44 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定障害福祉サービスの事業等における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定居宅介護事業者等は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。 2 指定居宅介護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。

<p>45 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>3 指定居宅介護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。</p> <p>4 指定居宅介護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 指定障害者支援施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 指定障害者支援施設における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。</p> <p>5 指定障害者支援施設の従業者の員数等に係る特例に関する経過措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長する。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
--	---

<p>46 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 障害福祉サービス事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養介護事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 2 療養介護事業者等は、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。 3 療養介護事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 4 療養介護事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 5 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>47 秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 福祉ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉ホームは、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 2 福祉ホームは、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 3 福祉ホームにおける委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 4 その他規定を整備する。

<p>48 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）： 令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 障害者支援施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者支援施設における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 2 障害者支援施設は、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。 3 障害者支援施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 4 障害者支援施設は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならないこととする。 5 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>49 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）： 令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定通所支援の事業等における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定児童発達支援事業所等における委員会等の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 2 指定児童発達支援事業者等は、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ

		<p>なければならぬこととする。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならぬこととする。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならぬこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
50	<p>秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地域活動支援センターにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 地域活動支援センターは、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならぬこととする。</p> <p>2 地域活動支援センターは、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を開催しなければならぬこととする。</p> <p>3 地域活動支援センターにおける委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</p> <p>4 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
51	<p>秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）：</p>	<p>○改正理由 母子生活支援施設の職員の資格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 心理療法担当職員の資格要件に、大学院の研究科で心理学等を修めて卒業した者を</p>

	令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行	含むこととする。 ○施行期日 令和3年4月1日から
52	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）：平成30年6月13日公布、一部を除き令和3年6月1日施行 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）：令和元年10月9日公布、一部を除き令和3年6月1日施行	○改正理由 食品衛生法の一部改正（平成30年法律第46号）等に伴い、飲食店営業の許可申請に係る手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 飲食店営業許可申請手数料等の額を改める。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 令和3年6月1日から
53	秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する件	○改正理由 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業に係る分担金を徴収するため、改正しようとするもの ○改正要旨 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業に係る分担金の総額を定めるとともに、規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
54	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 自動運行補助施設による道路の占用に係る占用料の額を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 自動運行装置による検知の対象として設置する導線等の自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるとともに、規定を整備する。 ○施行期日 令和3年4月1日から

55	<p>秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）：令和2年11月20日公布、同月25日施行</p>	<p>○改正理由 道路構造令の一部改正（令和2年政令第329号）に伴い、歩行者利便増進道路の設置要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設に、自動運行補助施設を加える。 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道等には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること等とする。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 公布の日から</p>
56	<p>秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）：令和元年5月17日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第266号）：令和2年9月4日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年法律第4号）等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非住宅建築物等の延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等の額について定める。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和3年4月1日から</p>
57	<p>秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 共同住宅等における低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 共同住宅等の建築物の共用部分等の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合の低炭素建築物新築等計</p>

		<p>画の認定に係る手数料の額について定める。</p> <p>○施行期日 令和3年4月1日から</p>
58	秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 災害危険区域として指定する区域を拡大するとともに、同区域における建築物の建築の制限を緩和するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険区域として指定する区域に雄和向野地区等を加える。 2 災害危険区域における住居用建築物の建築の制限の緩和について規定する。 3 2に係る認定を受けようとする者は、市長に申請しなければならないこととする。 4 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年6月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
59	<p>秋田市火災予防条例の一部を改正する件</p> <p>・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第77号)：令和2年8月27日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 急速充電設備を設置する際の位置に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急速充電設備の基準の対象となる範囲の拡大に伴い、同設備の位置、構造および管理に関する基準を改める。 2 火を使用する設備等の設置の届出の対象に、全出力50キロワットを超える急速充電設備を加える。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>60 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 豊岩石田坂農業集落排水施設、豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設の公共下水道への編入等に伴い、下水道事業および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊岩石田坂農業集落排水施設の公共下水道への編入等に伴い、下水道事業および農業集落排水事業の排水区域面積等を改める。 2 豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設の公共下水道への編入に伴い、農業集落排水事業の排水区域面積等を改める。 <p>○施行期日 令和3年4月1日から。ただし、2は規則で定める日から</p>
<p>61 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 豊岩石田坂農業集落排水施設、豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業集落排水施設の名称等から豊岩石田坂農業集落排水施設を削る。 2 農業集落排水施設の名称等から豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設を削る。 <p>○施行期日等 令和3年4月1日から。ただし、2は規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

「単行案」 23件

62 秋田市行政の基本構想を策定する件 ○秋田市行政の基本構想を策定しようとするもの

1 名称

県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）

2 基本理念

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、本県全体を牽引する県都としての役割を果たしていくためには、人口減少問題を正面から受けとめ、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていかなければなりません。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を發揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」

にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」

四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「くらし」

市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・くらしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

“ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし

～ 元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて ～ ”

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、2040（令和22）年に約24万5千人まで減少する一方、65歳以上の人口割合は約44%に達すると推計されています。

こうした状況から、人口減少対策を市政の最重要課題と位置付け、人口減少の抑制はもちろん、人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に取り組み、元気な秋田市と暮らしの豊かさを次世代に引き継いでいくため、基本理念の副題として、新たに「元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて」を掲げます。

3 将来都市像

- (1) 豊かで活力に満ちたまち
- (2) 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- (3) 健康で安全安心に暮らせるまち
- (4) 家族と地域が支えあう元気なまち
- (5) 人と文化をはぐくむ誇れるまち

4 創生戦略

戦略1 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり

戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

- 戦略3 未来につなぐ環境立市あきたの推進
- 戦略4 子どもを生き育てやすい社会づくり
- 戦略5 いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

5 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

※提出根拠条例：地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例

- | | | |
|----|--|--|
| 63 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件 | <p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和3年1月9日 ・補正額 700,000千円 ・補正後の一般会計予算額
180,694,740千円
(補正後の除排雪関係経費予算額)
1,800,000千円 <p>※専決処分した理由
今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> |
| 64 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件 | <p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和3年1月19日 ・補正額 700,000千円 ・補正後の一般会計予算額
181,394,740千円
(補正後の除排雪関係経費予算額)
2,600,000千円 <p>※予備費充用額100,000千円を含む。</p> <p>※専決処分した理由
今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> |

65	令和2年度秋田市一般会計補正予算(第10号)に関する専決処分について承認を求める件	<p>○新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和3年1月29日 ・補正額 107,222千円 ・補正後の一般会計予算額 181,501,962千円 <p>※専決処分した理由 新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制を整備するとともに、対象者へのワクチン接種を実施するため、その経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
66	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和3年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ・契約金額 6,688,000円を上限とする額 ・契約の相手 吉岡順子(資格：公認会計士) <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
67	秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件	<p>○まちなか観光案内所の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 公益財団法人秋田観光コンベンション協会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
68	秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件	<p>○河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・指定の期間

		令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
69	秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 金足地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
70	秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
71	秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
72	秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 桜地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

73	秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
74	秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会 ・ 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
75	秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定する件	<p>○雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 鹿野戸自治会 ・ 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
76	秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定する件	<p>○雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 萱ヶ沢自治会 ・ 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
77	秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○雄和山村交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 碓田自治会 ・ 指定の期間

		令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
78	秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○北部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 北部地域住民自治協議会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
79	秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 河辺の郷自治協議会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
80	秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 雄和市民協議会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
81	秋田市中央市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○中央市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 中央地域づくり協議会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
82	秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件	○河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 河辺地域振興株式会社

83	市道路線を認定する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項 <p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 4路線 延長566.5m ・ 認定後の市道路線延長 約2,023.9km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
84	秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務請負契約を締結する件	<p>○秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事場所 市立中学校 23校 ・ 契約金額 1,024,100,000円 ・ 契約先 山二・羽後・北勢・草階特定建設工事共同企業体 ・ 工期 令和3年12月17日まで ・ 業務概要 設計業務 施工業務 工事監理業務 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 6件</p>		
85	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
86	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員手賀務氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

87	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員山王丸愛子氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年
		※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
88	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員江橋美紀子氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年
		※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
89	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員金子秀子氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年
		※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
90	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員高橋静子氏の任期満了(令和3年6月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年
		※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項